

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

松江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年松江市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第 8 条の 3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている者その他これらに準ずる者として松江市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 40 号)第 2 条の 2 で定める者を含む。 以下この条、<u>次条及び第 19 条第 2 項</u>において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務を	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第 8 条の 3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている者その他これらに準ずる者として松江市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 40 号)第 2 条の 2 で定める者を含む。 以下この条<u>及び次条</u>において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務を

いう。第 3 項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項及び第 9 条第 4 項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている者その他これらに準ずる者として松江市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 40 号)第 2 条の 2 で定める者を含む。以下この条、次条及び第 19 条第 2 項において同じ。)を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(介護休暇)

第 16 条 介護休暇は、職員(臨時的任用職員にあつては現に 1 年以上引き続いて勤務している者に、会計年度任用職員にあつては

いう。第 3 項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項及び第 9 条第 4 項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている者その他これらに準ずる者として松江市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 40 号)第 2 条の 2 で定める者を含む。以下この条及び次条___において同じ。)を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(介護休暇)

第 16 条 介護休暇は、職員(臨時的任用職員にあつては現に 1 年以上引き続いて勤務している者に、会計年度任用職員にあつては

1 週間の勤務日数が 2 日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び 1 年間の勤務日数が 121 日以上である者（介護休暇開始予定日から起算して 93 日を経過する日から 6 月を経過する日までに任期が満了し、更新されないことが明らかである者を除く。）に限る。以下この条において同じ。）が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第 19 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 19 条 任命権者は、松江市職員の育児休業等に関する条例第 23 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る

1 週間の勤務日数が 2 日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び 1 年間の勤務日数が 121 日以上である者（介護休暇開始予定日から起算して 93 日を経過する日から 6 月を経過する日までに任期が満了し、更新されないことが明らかである者を除く。）に限る。以下この条において同じ。）が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第 19 条第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

申出職員の意向を確認するための措置

(3) 松江市職員の育児休業等に関する条例第 23 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至っ

(配偶者等が介護を必要とする状況に至っ

た職員に対する意向確認等) 第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> ____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略	た職員に対する意向確認等) 第19条____ 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。